

国際希少野生動植物種（個体の器官及び個体の器官の加工品）登録申請書

年 月 日

（一財）自然環境研究センター理事長 殿

申請者（※1）

氏 名

住 所 〒

電 話 番 号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、国際希少野生動植物種の個体の器官及び個体の器官の加工品（以下「器官等」という。）の登録について、次のとおり申請します。

登録を受け る国際希少 野生動植物 種の器官等	種 名	
	器 官 等 の 名 称	
	主な特徴（※2）	全長 重量 その他の特徴
	所 在 地	
登録の対象となる要件 （該当する要件の数字を丸で囲むこと。）	<p>1 本邦内において繁殖させた個体から生じた器官又は個体の器官の加工品であること（政令（※3）第8条第1号関係）</p> <p>2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「ワシントン条約」という。）が登録を受ける個体の器官又は個体の器官の加工品に適用される前に本邦内において取得され、又は本邦に輸入された個体の器官又は個体の器官の加工品であること（政令第8条第2号関係）</p> <p>3 関税法（昭和29年法律第61号）第67条の許可を受けて輸入された個体の器官又は個体の器官の加工品であって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであること</p> <p>(1) 商業的目的で繁殖させた個体から生じた器官又は個体の器官の加工品であること（政令第8条第3号イ関係）</p> <p>(2) ワシントン条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体の器官又は個体の器官の加工品であること（政令第8条第3号ロ関係）</p> <p>(3) 政令別表第7に掲げる登録対象個体群（ワシントン条約附属書Iに掲げられる種と同じ種であるが、特定の地域個体群として附属書Iから除かれている個体群）の個体の器官又は個体の器官の加工品であること（政令第8条第3号ハ関係）</p>	
動植物の管 理者（所有 者と異なる 場合）	氏 名	
	住 所	電話番号

【注 意】

1. この様式による登録の申請は、正当な権原に基づく個体等の占有者が、国際希少野生動植物種の種ごとに行うこと。申請者が法人である場合には、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名、住所欄には主たる事務所の所在地を記載すること。

また、本手続きに必要な手数料の振込先について、Eメールによる(一財)自然環境研究センターからの通知(※送信専用)を希望する場合は、下記にEメールアドレス及びフリガナを正確に記載すること。なお、留意事項等は、当センターのWEBサイトか電話で確認すること。

E-mailフリガナ	
E-mail	

2. 「主な特徴」欄について、「その他の特徴」については、色、模様等同種の他の個体等との識別を容易にする特徴を記載すること。また、複数の器官等について申請する場合は別紙に記載すること。
3. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令
4. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。